

## 総社市石原公園遊具更新工事におけるプロポーザルに係る質問の回答について

標記プロポーザルに関し、令和6年2月26日に提出された質問について、次のとおり回答します。

No	質問			回答
	該当資料名	頁	質問事項	
1	実施要領	2	5 参加資格要件 (4) の※印 「遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S: 2024)」 (一社) 日本公園施設業協会の規定による。 → 2024年4月より適用なのですが… 2014の間違いでしょうか？	※は、当該要件における「大型複合遊具」の定義を明示したものであり、「遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S: 2024)」 ((一社) 日本公園施設業協会) 「5. 1.1 複合遊具」①に規定する「複合遊具」に該当し、かつ「5. 1.1. 1. 2 複合遊具の規模による分類」①に規定する「大型」に該当するものを「大型複合遊具」とします。
2	実施要領	2	5 参加資格要件 (5) 配置予定技術者は、1級土木施工管理技士と安全管理士又は製品整備技士の資格を有すること。 → どれか1つではダメですか？	配置予定技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有し、 <u>かつ</u> (一社) 日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士 <u>又は</u> 公園施設製品整備技士の資格を有することとします。 なお、配置予定技術者の所属は、参加者と同じ支社、支店、営業所等であるかに関わらず、同一法人内であれば可とします。